

年末年始の ごみの収集日




シリーズ環境



対象地区	可燃ごみ		不燃ごみ		可燃粗大		不燃粗大	
	12月最後	1月最初	12月最後	1月最初	12月最後	1月最初	12月最後	1月最初
韮崎（祖母石・岩根を除く）	29日（水）	5日（水）	15日（水）	6日（木）	8日（水）	—	—	26日（水）
穂坂・藤井・中田・岩根					—	12日（水）	22日（水）	—
穴山・円野・清哲・神山・祖母石	28日（火）	4日（火）	22日（水）	12日（水）	1日（水）	—	—	19日（水）
旭・大草・竜岡					—	6日（木）	15日（水）	—

※12月25日（土）は、今年最後の「自己搬入の日」（エコパークつつおが 9時～11時）及び、拠点リサイクル会場（市役所裏駐車場・竜岡公民館グラウンド・やまとフジモール店南側駐車場 13時～16時）での「資源ごみの収集日」です。



**資源リサイクル品の
適正な分別によって、
資源の有効活用が
できますよう、
ご協力ください。**

Neera

Q 白色トレイやビン等で、汚れやおいが取れないのですが、どうすればいいの？

A 汚れや強いにおいが取れないものが混入されていると、その他の資源ごみまでリサイクル業者が引き取れなくなることがあります。油汚れが取れないものやおいの強い香水のビン等は、可燃ごみ又は不燃ごみとして排出してください。

Q 「ミックスペーパー」ってどんなものまで出せるの？

A 家庭から出る「紙ごみ」のほとんどのものが該当します。

■出せるもの

封筒・はがき・レシート・コピー用紙・ポスター・画用紙・お菓子の紙箱・包装紙・トイレトペーパーの芯・ティッシュペーパーの箱など

■出せないもの

汚れが付いている紙・使用したティッシュペーパー・糊の付いたラベル・ステッカー・シールの台紙・油紙・クッキングシートなど

■出し方

紙袋や封筒等に入れ、散らからないように排出してください。紙紐で結束しての排出も可能です。

※ホッチキスやセロハン、ビニールやプラスチックが付着している紙もそのまま排出できます。（封筒の窓枠など）

廃品回収業者とのトラブルにご注意ください！

トラックのアナウンスで、「ご不用になった家電製品や粗大ごみを回収します」と放送する業者に、回収を依頼したら、高額な料金を請求されたという事例が全国的に発生しています。

韮崎市で一般廃棄物の収集運搬を行うことができるのは、韮崎市長から許可を受けている業者だけです。

また、市では、10月と3月に家電リサイクル対象品の収集を行っていますので、ご利用ください。（リサイクル法で決められているリサイクル料金がかります。運搬料は、市が負担します。）

安易に廃品回収業者に処理を依頼することは、トラブルや不法投棄の元になることがありますので、ご注意ください。

■お問い合わせ

市民課環境政策担当（内線131・132）

韮崎市職員の給与及び職員数などを公表します！

市の人事行政の運営について、公正性と透明性を高めることを目的に、その概要をお知らせします。

市職員に支給される給与は、国家公務員の給与等を参考にしながら、市議会の審議を経て条例や規則などで定められています。その内容は、基本給としての給料と、扶養・住居・通勤手当や、民間の賞与にあたる期末・勤勉手当などがあります。



1. 人件費の状況 (H21年度一般会計決算)

(単位：人・千円・%)

人口 (H22.3.31)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	
			前年度	H21年度
31,490	13,301,233	2,285,956	17.2	17.1

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬なども含まれています。

2. 職員給与費の状況 (H21年度一般会計決算)

(単位：人・千円)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員 手当	期末勤勉 手当	合計 (B)	
242	925,380	104,664	354,417	1,384,461	5,721

(注) 職員手当には、退職手当は含んでいません。
職員数は平成21年4月1日現在の人数です。

3. ラスパイレス指数

(単位：%)

区分	H19	H20	H21
韮崎市	98.0	98.2	98.6
全国市平均	97.9	98.3	98.4

※同種の職種・経歴に該当する国家公務員の給与額を100とした場合に対して地方公務員の給与額についての数値

4. 職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

(単位：円)

区分		韮崎市	山梨県	国
一般 行政職	大学卒	172,200	178,800	172,200
	高校卒	140,100	144,500	140,100

5. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (各年4月1日現在)

区分		一般行政職	技能労務職
H21	平均給料月額	334,500円	284,200円
	平均給与月額	389,600円	302,600円
	平均年齢	42歳3月	52歳2月
H22	平均給料月額	327,600円	284,400円
	平均給与月額	374,200円	305,200円
	平均年齢	41歳9月	51歳5月

※平均給与月額は、給料月額と諸手当を合計したものです。

6. 特別職の報酬等の状況 (平成22年4月1日現在)

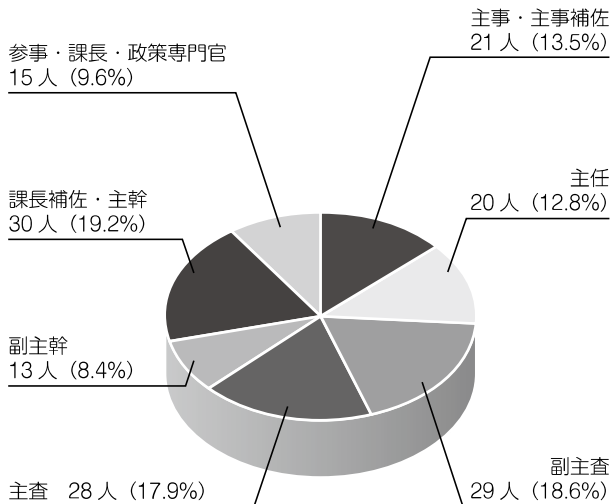
区分	給料月額報酬等		期末手当
給料	市長	762,000円	21年度支給月数 4.100月分 6月期 1.925月分 12月期 2.175月分
	副市長	630,000円	
	教育長	573,000円	
報酬	議長	369,000円	21年度支給月数 3.100月分 6月期 1.450月分 12月期 1.650月分
	副議長	345,000円	
	議員	336,000円	

7. 職員手当の状況（平成22年4月1日現在）

区分	荊崎市			国との異同
	支給月	期末手当	勤勉手当	
期末勤勉手当 (21年度支給割合)	6月期	1.25月分 (1.05月分)	0.70月分 (0.90月分)	同
	12月期	1.50月分 (1.30月分)	0.70月分 (0.90月分)	
	合計	2.75月分 (2.35月分)	1.40月分 (1.80月分)	
	退職手当	退職日給料月額に退職理由や勤務年数に応じて算出		
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円/人			同
住居手当	借家(家賃月12,000円以上) 限度額 月27,000円、持家 月4,000円			異
通勤手当	交通機関等利用 限度額 月55,000円 自動車等利用 距離に応じて 2,900円～			異
管理職手当	管理職の区分に応じて支給 月35,400円～			異
宿日直手当	一般 4,200円、医師 20,000円、 常直的な宿日直 21,000円			同
特殊勤務手当	市税等事務、放射線取扱作業、細菌検査 業務、医師診療、出勤及び救急勤務医、 夜間看護業務			異

(注) 期末勤勉手当の表中()の数字は、特定幹部職員(7級)に適用する月数。

8. 一般行政職の級別職員数の状況
(平成22年4月1日現在)



*行政職給料表適用職員のうち、税務職・保育士・技能労務職・水道事業会計担当者を除いた人数(給与実態調査)

9. 部門別職員数の状況と主な増減理由
(各年4月1日現在)

(単位:人)

職種	区分	H20	H21	H22	対前年増減数	主な増減理由
		一般行政部門	一般	113	113	
福祉	100	94	88	△6		
小計	[232] 213	[232] 207	[232] 200	[0] △7		
特別行政部門	教育	39	36	30	△6	退職に伴う 欠員不補充
小計	[52] 39	[52] 36	[52] 30	[0] △6		
公営企業等 会計部門	病院	116	116	120	4	退職に伴う 欠員不補充
	水道	8	8	9	1	
	下水道	5	5	4	△1	
	その他	14	13	15	2	
	小計	[183] 143	[183] 142	[183] 148	[0] 6	
合計	[467] 395	[467] 385	[467] 378	[0] △7		

(注) []内は、条例による定数

10. 勤務時間

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間 40時間

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

平成21年1月1日～12月31日の間

平均取得日数 10.5日

11. 分限及び懲戒(平成21年度)

(1) 分限処分者数

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計
0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
1	0	1	0	2

本市では、組織、機構の柔軟な見直しやIT活用等による業務の効率化、民間委託等を図るなかで、職員定数の適正化に努めております。

こうしたなか、本年2月に、民間のシンクタンクが発表した市民1人当たりの職員の人件費に基づく生産性ランキングにおいて、本市は全国(780市)で13位、県内ではトップとなっております。

給与所得者の皆さんへ

**12月は
年末調整の
時期です！**

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者が、毎月の給与から源泉徴収された一年間の所得税の過不足を精算する手続きのことです。

給与所得者にかかる年間の所得税額は、扶養親族の異動、給与額の変動、生命保険料・地震保険料などの控除を年末調整によって行うなどの理由により、毎月源泉徴収された額と必ずしも一致しません。

このため、年間の給与総額が確定する年末に、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し、その年の税額の過不足を調整することで、大部分の給与所得者は確定申告をする必要がなくなります。

事業主（給与の支払者）の方へ 給報の提出は1月31日まで

給与の支払者は、支払いを受ける人（給与受給者）の居住する市町村に、一年間に支払った給与等の明細「給与支払報告書」を提出する義務があります。

この給与支払報告書は、住民税の課税や、諸証明発行の資料となるものですので、全ての受給者（退職者・アルバイトも含む）について作成し、必ず期限内に提出してください。

■提出期限

平成23年1月31日（月）



■提出先

給与受給者が平成23年1月1日現在に居住する市町村

■記入上の注意

- ①受給者の平成23年1月1日現在の住民登録地または居所を記入してください。
- ②居所を記載した場合は、摘要欄に住民登録地の記入をお願いします。
- ③受給者の氏名には、正確なフリガナを必ずつけてください（外国人の場合は外国人登録をした氏名）
- ④受給者の生年月日は必ず記入してください。
- ④摘要欄には、住宅借入金等特別控除の可能額と居住開始年月日、国民年金保険料等の金額、扶養親族の氏名と続柄（別居者については住所も）、前職の合算処理などの事項を必ず記載してください。

■お問い合わせ

税務課市民税担当

（内線1533・1555）

平成23・24年度の 競争入札参加資格審査 申請の受付

平成23・24年度の競争入札への参加を希望される業者の方は、申請が必要になりますので、次の期間に必ず申請を行ってください。期間を過ぎると、追加での申請は平成24年1月になります。

■窓口受付期間

平成23年1月5日（水）
～21日（金）

■郵送受付期間

平成23年1月5日（水）
～31日（月）必着

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.nirasaki.lg.jp/cat49>

■お問い合わせ

総務課契約管財担当
（内線337・338）

1kgあたり 約40円の経費がかかっています！

本市のごみ処理にかかる 経費を公表します

本市のごみ処理は、葦崎・北杜・甲斐の三市で構成する「峡北広域行政事務組合」が運営を行う「エコパークたつおか（峡北広域環境衛生センター）」で行っております。

平成21年度、葦崎市がごみの処理のために要した経費は、【表1】のとおりです。

なお、資源リサイクルの収入と経費は、【表2】のとおりです。

ごみの処理には、多額の経費が使われています。市民一人一人がごみの減量・資源化に努めることにより、経費の削減につながります。

【表1】

ごみ処理 経費	峡北広域環境衛生センター負担金	225,490,000円
	収集運搬費	40,958,000円
	その他（不法投棄物等処理費）	3,181,000円
	合計	269,629,000円
ごみ搬入量		6,670,170kg



■お問い合わせ

市民課環境政策担当
（内線131・132）

【表2】

売払収入	1,806,297円
処分費	2,411,047円
収集運搬費	12,902,400円

特別徴収の手続き方法

手順①

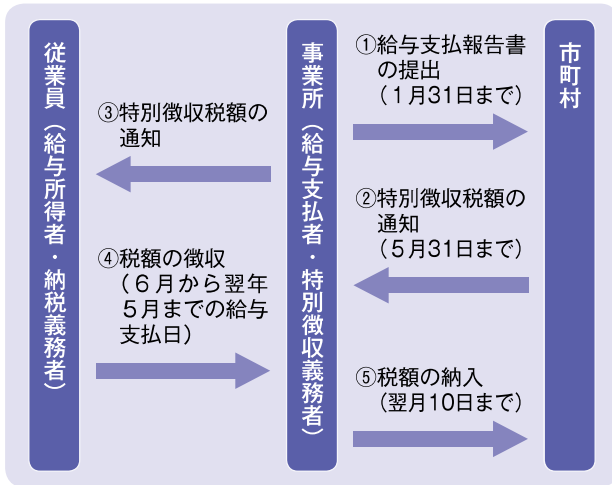
給与支払報告書に「特別徴収希望」と記し、1月31日までに提出してください。（作成方法は、国税庁作成冊子「年末調整のしかた」を参照してください。）

手順②・③

5月31日までに市から、納付書及び事業所あて・従業員あての通知・納付書を送付します。

手順④・⑤

特別徴収税額の合計額の12ヶ月分の1の金額を、6月から翌年5月までに毎月支払う給与から徴収し、徴収した月の翌月10日までに市へ納入します。その際は送付した納付書を使用します。



従業員個人住民税の特別徴収を
実施していない事業主の皆さまへ

個人住民税の特別徴収の実施について

「個人住民税の特別徴収」とは、事業主の皆さまが、国の所得税と同様に特別徴収義務者として、従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を毎月徴収し、従業員の住所地の市町村に納入いただく制度です。

地方税法や市の条例により、給与所得者の個人住民税は、原則として特別徴収により納めていただくことになっています。

特別徴収をすると・・・

- 従業員の方が、金融機関に出向く手間が省けます。
- 給与から直接徴収されるため、個人の納税忘れにより延滞金を徴収されるなどの事態を避けられます。
- 従業員の方にとって、年4回納付の普通徴収は負担感がありますが、特別徴収は年12回となるため、1回当たりの負担が軽くなります。



■お問い合わせ

税務課市民税担当（内線153～155）

菲崎市 育英奨学金 貸付制度



—大学・専門学校等への就学支援—

◇菲崎市育英奨学金

この奨学金は、平成6年に若宮2丁目在住の渡邊勇三さん（故人・元進学塾渡辺の門経営）から、市に寄付された七千万円を原資とし「菲崎市育英奨学基金」を設立、この基金を活用した奨学金です。平成22年度までに71名の方が利用しています。

菲崎市では、大学や短大、各種専門学校に進学を希望している方を対象に育英奨学金を行っています。

■資格要件

- 保護者の住所が市内にある大学生、短大生及び各種専門学校生
- 学業、人物が優れ、かつ健康な者
- 学資の支弁が困難である者

■貸付額

年額24万円

■貸付期間

決定時から在学する学校の最短修業年限まで

■奨学金の返還

10年以内年賦返済無利子※貸付終了後に、市内の事業所等に3年以上勤務すると返済が免除されます。

■申込書類

教育課学校教育担当窓口及び市ホームページから入手できます。

<http://www.city.nirasaki.lg.jp/art62>

■申込期間

平成23年1月5日（水）
～3月11日（金）

■お問い合わせ

教育課学校教育担当
（内線263・264）